



Table with 30 columns including Prefecture, City, District, Location, Building Type, Approval Status, Dates, Regulations, Area, Height, Use, etc. It contains detailed information for various municipalities and districts across Japan, such as Tokyo, Osaka, and others.

















特定行政庁	地区名	所在地	新規/再認可	当初の協定型* (再認可の場合)	(当初)認可又は公告年月日 (再認可の場合)				(新規)認可年月日				(新規)公告年月日				(新規)有効期限の末日				自動更新規定			期限終了後の対応 (イ～ヘ)**	面積 (㎡)	区画数	協定のねらい (1～4)***	区分			都市計画概要					建築協定に定められた建築物に関する基準								備考			
					年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年					月	日	自動更新の有無	更新回数、延長年数など	自動更新の執行状況	住商工	既新	一人	用途地域	建ぺい率(%)	建ぺい率(%)	容積率(%)	容積率(%)	用途	容積率(%)	建ぺい率(%)		敷地面積(㎡)	高さ(m)	壁面の位置(m)
福岡市	シーサイドもち・百道浜4丁目C住宅地区	早良区百道浜四丁目	新	-	-	-	-	-	H	22	11	11	H	22	11	11	H	38	1	27	-	有	更新回数無期限、延長年数は15年(1以上の所有者の申し出がない限り)	未	イ	3,584.57	6	1	住	新	○	1住	60	-	200	-	区画により・専用住宅・共同住宅	-	-	-	-	10,2F, 紙器の北側斜線規制・30,9F	・1.1.5・2.3	・生垣・	-	-	・開口は8m以下で生垣を連続、地盤の高さ変更禁止、建物色規制、勾配屋根アンテナ・機械式駐車場規制・地盤の高さ変更禁止、アンテナ・広告規制
福岡市	野間3丁目2区	南区野間三丁目	新	-	-	-	-	-	H	22	12	2	H	22	12	2	H	27	12	1	-	無	-	-	イ	14,084.71	66	1	住	既	×	2住	60	-	200	-	法別表第二(注)項第二、三号の用途の規制	-	-	-	-	13	-	-	-	-	
福岡市	ジョイナス藤の黒きらなみ	東区雁の巣二丁目	新	-	-	-	-	-	H	22	12	9	H	22	12	9	H	32	12	9	-	有	更新回数無期限、延長年数は15年(1以上の所有者の申し出がない限り)	未	イ	9,371.87	47	1	住	新	○	1低専	50	-	80	-	専用・兼用住宅	-	-	-	-	10,2F	1	-	-	-	垣は生垣、ネットフェンスに限る、盛土禁止、広告規制、機械式駐車場禁止
福岡市	内浜2丁目8,9,10	西区内浜二丁目	新	-	-	-	-	-	H	23	2	24	H	23	2	24	H	28	2	23	-	無	-	-	イ	4,407.17	31	1	住	既	×	1中高	60	-	150	-	ワンルーム規制	-	-	-	-	10	-	-	-	-	
福岡市	照葉まちづくり(戸建住宅香樟照葉二丁目北地区)	東区香樟照葉二丁目	新	-	-	-	-	-	H	23	3	24	H	24	3	24	H	33	3	23	-	有	更新回数無期限、延長年数は10年(1以上の所有者の申し出がない限り)	未	イ	6,191.78	24	1	住	新	○	2中高	60	-	200	-	専用住宅	-	-	-	-	10,2F	1,2,2.5	生垣・前面に植栽を施したCB、後退0.6m高さ1.2m	-	-	出入口位置変更禁止、勾配屋根、建物色の規制、広告物禁止、アンテナ規制
地区数： 94			新規： 53 再認可： 41	A： 21 B： 20 C： 1																	1	有： 63 無： 31	未： 61 済： 2	イ： 41 ロ： 0 ハ： 2 ニ： 0 ホ： 0 ヘ： 51	1,934,380.56	7,995	1： 88 2： 1 3： 1 4： 4	住： 88 商： 2 工： 2 他： 2	既： 54 新： 39 -： 1																		

\* 当初の協定型  
A 一人協定  
B 一人協定以外  
C 不明

\*\* 有効期限の末日が調査時点(E20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

\*\*\* 期限終了後の対応  
イ 更新の予定  
ロ 地区計画へ移行の予定  
ハ 地区計画への移行を調整中  
ニ 地区計画への移行を地方公共団体から働きかける予定  
ホ 廃止の予定  
ヘ 未定

\*\*\*\* 協定のねらい  
1 住宅地としての良好な環境を保全  
2 歴史的な街並み等の保全・継承  
3 都心拠点としての街並み形成  
4 その他





特定行政庁	地区名	所在地	新規/再認可	当初の協定型*	〈当初〉 認可又は公告年月日 (再認可の場合)			〈新規〉 認可年月日			〈新規〉 公告年月日			〈新規〉 有効期限の末日			自動更新規定	期限終了後の対応	面積 (㎡)	区画数	協定のねらい (1~4)***	区分				都市計画概要				建築協定に定められた建築物に関する基準						備考														
					年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日						年	月	日	廃止 取消 まで	自動 更新 の有無	更新回数、 延長年数など	自動 更新 の 執行 状況	(イ~ヘ) **	住 商 工	既 新	一 人	用途 地域	建ぺい率 (%)	建ぺい率 (%)		容積率 (%)	容積率 (%)	用途	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	敷地面積 (㎡)	高さ (m) 階数	壁面の 位置 (m)	塀	設備	その他			
																																																再認可 の 場合	再認可 の 場合	再認可 の 場合
神戸市	秋葉台地区	西区秋葉台1~3丁目	再	B	認	H	3	12	26	H	23	12	26	H	23	12	26	H	33	12	25	-	無	-	未	ヘ	196,795.65	879	1	住	既	×	1低専, 1住	45	40,60	110	80,200	一戸建て専用住宅及び診療所、一部の兼用住宅及び公益上必要な建築物	-	-	150以上	2階以下(地階を除く)	1	-	-	地盤面変更の制限、色彩・形態の制限、看板・広告塔の種類制限、二式式ガレージの位置制限、1区画1戸建て				
神戸市	ガーデンハウス鹿の子台ハーブの里第3地区	北区鹿の子台南町6丁目	再	A	認	H	13	9	7	H	23	5	12	H	23	5	12	H	33	5	11	-	無	-	未	ヘ	4,125.05	21	1	住	既	×	2住	60	-	200	-	一戸建て専用住宅又は一部の兼用住宅	100	50(角地による緩和)	-	10,3階以下(地階を除く)	1	-	塀の種類制限	電気・ガス・上下水道の施設は協定の適用除外	工作物の張り出し制限、広告塔・広告板の設置制限、1区画1戸建て			
神戸市	神戸北町日の峰3丁目地区	北区日の峰3丁目	再	B	認	H	14	3	26	H	24	3	26	H	24	3	26	H	34	3	25	-	無	-	未	ヘ	94,654.00	489	1	住	既	×	1低専	50	-	100	-	一戸建て専用住宅又は一部の兼用住宅、一部区域における寄居、下宿の制限	-	-	-	-	1	-	塀の種類制限	テレビアンテナの設置制限	地盤面変更の制限、門扉の構造の制限、車両出入口の位置制限、車両出入口の位置制限、工作物の張り出し制限、看板・広告塔の設置制限、緑化努力義務			
神戸市	神戸北町日の峰4丁目B地区	北区日の峰4丁目B地区	再	A	認	H	12	12	26	H	23	8	31	H	23	8	31	H	33	8	30	-	無	-	未	ヘ	16,064.11	64	1	住	既	×	1低専	50	-	100	-	一戸建て専用住宅又は一部の兼用住宅	-	-	再分割の場合400以上(一部区域)	-	隣地境界線から1m(一部区域は隣地境界線から1.5m)、道路境界線から2m	1	-	塀の種類制限	テレビアンテナの設置制限	地盤面変更の制限、工作物の張り出し制限、塀の設置位置の制限、門扉の構造の制限、車両出入口の位置制限、看板・広告塔の設置制限、緑化努力義務、1区画1戸建て		
神戸市	鹿の子台北町7丁目地区	北区鹿の子台北町7丁目	再	A	認	H	22	15	15	H	23	8	8	H	23	8	8	H	33	8	7	-	無	-	未	ヘ	10,433.19	42	1	住	新	×	2住	60	-	200	-	一戸建て専用住宅又は一部の兼用住宅	80	40(角地による緩和)	-	10	1	-	-	-	-			
神戸市	岡本桜坂地区	東灘区岡本7丁目	新	-	-	-	-	-	-	H	23	6	1	H	23	6	1	H	33	5	31	-	無	-	未	ヘ	15,285.73	47	1	住	新	○	1低専	40	-	80	-	一戸建て専用住宅又はこれに附属する物置、自動車庫	-	-	-	-	一部区域で3.5	塀の設置位置の制限	-	塀の形態・仕上げ・構造の制限、地盤面変更の制限、塀根・壁面の色彩の制限、1区画1戸建て				
66	福岡市	福岡市	福岡市	平尾3丁目	中央区平尾3丁目	新	-	-	-	-	H	23	5	19	H	23	5	19	H	28	5	18	-	無	-	未	イ	4,741.65	22	1	住	既	×	2住	60	-	200	-	ワンルーム及び法別表第二(に)第四号、同(は)項第二号、第三号に掲げる用途の禁止	-	-	-	12	-	-	-	-			
福岡市	福岡市	香椎駅東3丁目	東区香椎駅東3丁目	新	-	-	-	-	-	H	23	10	20	H	23	10	20	H	33	10	19	-	有	10年×2回まで	未	イ	12,044.41	61	1	住	新	×	1中高, 2住	60	-	150	200	ワンルーム及び法別表第二(に)第四号、同(は)項第二号、第三号に掲げる用途の禁止	-	-	-	10,3F	-	-	-	-				
福岡市	福岡市	香椎照葉4丁目東	東区香椎照葉4丁目	新	-	-	-	-	-	H	23	10	20	H	23	10	20	H	33	10	19	-	有	更新回数無期限、延長年数は10年(以上の所有者の申し出がない限り)	未	イ	20,385.02	3	1	住	新	×	2住	60	-	200	-	共同住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
福岡市	福岡市	百道浜4丁目A	早良区百道浜4丁目	再	A	認	H	1	5	8	H	23	11	11	H	23	11	11	H	33	11	10	-	有	10年×3回まで	未	イ	17,210.19	65	1	住	新	○	1中高, 1住	60	-	150	200	専用住宅	80	50	現状の区画割面積以上	10,2F	3	仕様：生垣	-	-			
福岡市	福岡市	香椎台	東区香椎台一丁目	再	A	認	H	13	9	13	H	23	11	14	H	23	11	14	H	33	11	13	-	無	-	未	イ	108,399.66	526	1	住	新	○	1低専	60	-	80	-	ワンルーム禁止、専用及び兼用住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
福岡市	福岡市	百道浜4丁目B	早良区百道浜4丁目	再	A	認	H	3	5	13	H	24	1	12	H	24	1	12	H	34	1	11	-	無	-	未	イ	31,257.81	107	1	住	新	○	1中高, 1住	60	-	150	200	専用住宅	80	50	現状の区画割面積以上	10,2F	3	仕様：生垣	-	-			
福岡市	福岡市	七隈7丁目	城南区七隈七丁目	新	-	-	-	-	-	H	24	2	9	H	24	2	9	H	34	2	8	-	無	-	未	イ	24,051.00	140	1	住	既	×	1低専, 1中高	50	60	80	150	-	-	-	-	10,3F	-	-	-	-	-	-	-	
地区数：72			新規：37 再認可：35			A：24 B：25 C：0									5			有：43 無：29			未：69 済：3			イ：38 ロ：0 ハ：1 ニ：1 ホ：0 ヘ：32			1,932,118.36			7,252			1：68 2：2 3：3 4：4 他：0			住：70 商：2 工：0 他：0			20											

\* 当初の協定型  
A 一人協定  
B 二人協定以外  
C 不明

\*\* 有効期限の末日が調査時点(H20.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

\*\*\* 期限終了後の対応  
イ 更新の予定  
ロ 地区計画への移行の予定  
ハ 地区計画への移行を調整中  
ニ 地区計画への移行を地方公共団体から働きかける予定  
ホ 廃止の予定  
ヘ 未定

\*\*\*\* 協定のねらい  
1 住宅地としての良好な環境を保全  
2 歴史的な街並み等の保全・継承  
3 都心拠点としての街並み形成  
4 その他













No.	北九州市	特定行政区	地区名	所在地	新規/再認可	当初の協定型 *(再認可の場合) 認/公	（当初） 認可又は公告年月日 （再認可の場合）			（新規） 認可年月日			（新規） 公告年月日			（新規） 有効期限の末日			自動更新規定			期限終了後の対応 （イ～ヘ） ***	面積 (㎡)	区画数	協定の おら い		区分		都市計画概要								建築協定に定められた建築物に関する基準					備考								
							年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日				原則・取消まで 有無**	更新回数、延長年数 など （具体内容を記入）	自動更新の 執行状況	住 商 工	既新	一人	用途地域	容積率 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	建ぺい率 (%)	用途	敷地面積 (㎡)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	壁面の 位置		欄	設備	その他					
66	北九州市	北九州市	本願瀬田町地区	八幡西区本願瀬田4丁目6-1他3-3区	再	B	認	15	3	20	H	25	4	5	H	25	4	5	H	35	4	4	○	有	更新回数は無制限、延長年数は10年	未	イ	8,559.69	18	2	住	既	×	1住	200	-	60	-	-	-	-	-	-	2F	-	-	-	-	瓦葺き屋根	
67	福岡市	福岡市	茶山4丁目2-3区	城南区茶山4丁目94番	新	B	公	-	-	-	H	25	6	10	H	25	6	10	H	35	6	9	-	無	-	イ	31,097.70	221	1	住	既	×	1中高	100	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地盤面の変更禁止				
		福岡市	平尾4丁目	中央区平尾4丁目165番	再	B	公	H	15	7	14	H	25	7	14	H	25	7	14	H	35	7	13	-	無	-	イ	19,595.00	56	1	住	既	×	1中高	150	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地盤面の変更禁止			
		福岡市	福岡7丁目1-9	早良区百道浜3丁目902番14	再	B	公	H	22	7	22	H	25	8	22	H	25	8	22	H	35	8	21	-	有	更新回数は無制限、延長年数は10年	未	イ	63,172.70	8	3	商	既	×	商業	400	-	80	-	-	-	-	100	5	3	-	-	-		
		福岡市	ササギ・ルンズ'千早	東区千早2丁目2502番14	新	A	公	-	-	-	H	25	10	31	H	25	10	31	H	35	10	30	-	無	-	イ	3,599.00	21	1	住	新	○	1住	200	-	60	-	-	-	-	-	10,2F	1	生垣, ヌリ, 板塀	外灯1灯	中木1本, 地盤面の変更禁止, ア-137-				
		福岡市	平和1丁目27番, 28番, 29番, 30番	南区平和1丁目383番	再	B	公	H	16	1	15	H	25	11	11	H	25	11	11	H	35	11	10	-	無	-	イ	12,665.90	71	1	住	既	×	1低	80	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		福岡市	福浜1丁目1区8-9組	中央区福浜1丁目33番5	新	B	公	-	-	-	H	25	11	11	H	25	11	11	H	35	11	10	-	無	-	イ	6,609.40	38	1	住	既	×	1住	200	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		福岡市	輝国2丁目	中央区輝国2丁目112番	新	B	公	-	-	-	H	25	12	19	H	25	12	19	H	35	12	18	-	無	-	イ	11,213.80	49	1	住	既	×	1中高	150	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地盤面の変更禁止				
		福岡市	多賀1丁目1-2組	南区多賀1丁目154番	新	B	公	-	-	-	H	25	12	19	H	25	12	19	H	35	12	18	-	無	-	イ	10,363.70	64	1	住	既	×	1中高	150	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地盤面の変更禁止				
		福岡市	ササギ・ルンズ'千早	東区香椎駅前3丁目492番17	新	A	公	-	-	-	H	26	2	6	H	26	2	6	H	36	2	5	-	有	1回のみ自動更新、延長年数は5年	未	イ	3,717.90	22	1	住	新	○	2住	200	-	60	-	-	-	-	-	10,2F	1	生垣, ヌリ, 板塀	-	地盤面の変更禁止, 中木2本, ア-137-			
		福岡市	笹丘3丁目・友泉寺	中央区笹丘3丁目125番	新	B	公	-	-	-	H	26	2	24	H	26	2	24	H	35	2	23	-	無	-	イ	24,349.10	133	1	住	既	×	1中高	150	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地盤面の変更禁止			
		地区数： 82		新規： 32 再認可： 30	A:16 B:34 C:1																		5	有：44 無：38	未：45 済：0	イ：32 ロ：5 ハ：0 ニ：0 ホ：0 ヘ：41	1,889,951.49	8,431	1:79 住: 21 商: 3:1 工: 4:1 能:		住: 81 既: 45 新: 34 工: 1 能:	29																		

- \* 当初の協定型
  - A 一人協定
  - B 一人協定以外
  - C 不明
- \*\* 有効期限の末日が調査時点(H26.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている
- \*\*\* 期限終了後の対応
  - イ 更新の予定
  - ロ 地区計画へ移行の予定
  - ハ 地区計画への移行を調整中
  - ニ 地区計画への移行を地方公共団体から働きかける予定
  - ホ 廃止の予定
  - ヘ 未定
- \*\*\*\* 協定のおら
  - 1 住宅地としての良好な環境を保全
  - 2 歴史的な街並み等の保全・継承
  - 3 都心拠点としての街並み形成
  - 4 その他





	特定行政庁	地区名	所在地	新規/再認可	当初の協定期間 (再認可の場合)	（当初）認可又は公告年月日 (再認可の場合)		（新規）認可年月日		（新規）公告年月日		（新規）有効期限の末日		自動更新規定			期限終了後の対応 (イ～ヘ) ***	面積 (㎡)	区画数 おのらい	区分		都市計画概要						建築協定に定められた建築物に関する基準						備考											
						年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月				日	自動更新の有無**	更新回数、延長年数 など (具体内容を記入)	自動更新の 執行状況	住商工	既新	一人	用途地域	容積率 (%)	容積率 (%) (複数時 に記入)	建ぺい率 (%)	建ぺい率 (%) (複数時 に記入)	用途	敷地面積 (㎡)		容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	壁面の 位置	欄	設備	その他				
																																										1～4 ****	1	2	3
	横浜市	美しが丘住宅B地区	青葉区美しが丘四丁目	再	B	認	5	4	8	4	26	5	2	26	5	2	26	5	1	住	既	×	1低	80	-	50	-	一戸建て専用住宅(二階帯同居住宅を含む。)	-	-	-	2F	-	-	-	-	-	-	分割禁止、地盤面変更禁止						
	横浜市	港南富士見台	港南区下永谷2丁目	再	B	認	5	8	15	26	5	15	26	5	15	26	5	14	住	既	×	1低	80	-	50	-	一戸建て専用住宅(二階帯同居住宅を含む。)	150	-	-	-	-	2m	-	-	-	-	地盤面変更禁止							
	横浜市	たちばな台地区	青葉区たちばな台1丁目	再	A	認	5	9	2	25	26	5	15	26	5	15	26	5	14	住	既	×	1低	80	-	50	-	一戸建て専用住宅(二階帯同居住宅を含む。)	-	-	-	-	9.軒高6.5, 2F	1	-	-	-	-	開放性のあるもの	分割禁止、地盤面変更禁止					
	横浜市	六角橋1丁目31,32	神奈川区六角橋1丁目	再	B	認	5	16	7	5	26	6	5	26	6	5	26	6	4	他	既	×	1住、近商	200	300	60	80	-	-	-	-	-	13m, 4F	-	-	-	-	-	-	住宅・商業混在地区					
	横浜市	港北ニュータウンつづき野	都筑区荏田東一丁目	再	A	認	5	16	6	25	26	6	5	26	6	5	26	6	4	住	既	×	1低	80	-	40	-	一戸建て専用住宅(多世代同居住宅を含む。)	165	-	-	-	10.軒高7.3F	1	-	-	-	-	透過性のあるもの	壁・擁壁の構造等、屋根の形状、外観の色調配慮、出入口の形態制限					
	横浜市	あかね台一丁目C地区	青葉区あかね台一丁目	新	-	-	-	-	-	26	7	4	26	7	4	26	7	3	-	有	更新は1回のみ、延長年数は10年	未	へ	60	1	住	既	×	1低	80	-	40	-	9.軒高6.5	1	-	-	-	-	開放性のあるもの	分割禁止、地盤面変更禁止、壁・擁壁の構造等、屋根の形状、外観の色調配慮、出入口の形態制限、駐車場の設置禁止、駐車場確保義務				
	横浜市	東戸塚グリーンタウン	保土ヶ谷区境木本	再	B	認	5	18	9	24	26	7	25	26	7	25	26	7	24	住	既	×	1低	80	-	50	-	一戸建て専用住宅(二階帯同居住宅を含む。)	-	-	-	-	9.軒高6.5, 2F	-	-	-	-	-	分割禁止、地盤面変更禁止、壁・擁壁への架台設置禁止、擁壁の構造等、屋根の形状、外観の色調配慮						
	横浜市	新石川二丁目C地区	青葉区新石川二丁目	再	A	認	5	19	2	25	26	8	5	26	8	5	26	8	4	有	更新は1回のみ、延長年数は5年	未	へ	61	1	住	既	×	1低	80	-	40	-	9.2F	1	-	-	-	-	開放性のあるもの	地盤の面積制限、区画変更禁止、地盤面変更禁止、既存建築物の形態制限、建築物の色調配慮				
	横浜市	金沢文庫パークタウン	金沢区金沢谷南4丁目	再	B	認	5	19	6	5	26	8	25	26	8	25	26	8	24	住	既	×	1低	80	-	40	-	一戸建て専用住宅(二階帯同居住宅を含む。)	150	-	-	-	9.軒高7.5, 2F	1	-	-	-	-	長期・共同住宅の最低敷地面積						
	横浜市	藤和フレッシュタウン上大岡	南区別所7丁目	再	B	認	5	18	2	25	26	10	3	26	10	3	26	10	2	住	既	×	1住	200	-	60	-	一戸建て専用住宅(二階帯同居住宅を含む。)	-	-	-	-	10	0.9	-	-	-	-	分割禁止						
	横浜市	ウッドパーク金沢文庫	金沢区金沢谷南二丁目	再	A	認	5	16	7	15	26	11	14	26	11	14	26	11	13	住	既	×	1低	80	-	40	-	一戸建て専用住宅(玄関が一つの二階帯同居住宅を含む。)	-	-	-	-	10.軒高9	-	-	-	-	生垣、フェンス1.5m	分割禁止、地盤面変更禁止、既存建築物の形態制限、建築物の色調・意匠配慮						
	横浜市	いずみタウン金沢文庫	金沢区金沢谷南四丁目	再	B	認	5	19	11	5	27	1	23	27	1	23	27	1	22	住	既	×	1低	80	-	40	-	一戸建て専用住宅(玄関が一つの二階帯同居住宅を含む。)	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	分割禁止、地盤面変更禁止						
	横浜市	パークヒル上大岡	港南区上大岡東三丁目	再	B	認	5	19	6	25	27	3	25	27	3	25	27	3	24	住	既	×	1低	100	-	50	-	一戸建て専用住宅(二階帯同居住宅を含む。)	150	-	-	-	9.軒高7.5	1	-	-	-	-	-						
	横浜市	竹山第3	緑区竹山一丁目	再	A	認	5	16	8	25	27	3	25	27	3	25	27	3	24	住	既	×	1中高	150	-	60	-	一戸建て専用住宅(二階帯同居住宅を含む。)	-	-	-	-	10	1	-	-	-	-	分割禁止、地盤高さ変更禁止						
54	相模原市	相模原市	セドナ大島Ⅵ区城指定地区	新	B	認	5	16	6	26	5	26	6	26	5	26	6	-	有	有効期間は、認可の日から10年とし、それ以降については、廃止の認可公告の日までとする。	未	イ	35	1	住	新	×	調整区域	80	50	-	-	-	2F	0.6	-	-	-	生け垣又は、透視可能なフェンス	構造:居室の外壁に面する壁は、防音効果のあるもの、窓の形状・色調は、周辺の景観に調和のとれたものとする。緑化の制限:敷地面積の10%以上の緑化					
55	新潟市	新潟市	西野中野山建築協定	新	-	-	-	-	-	27	3	23	27	3	27	3	26	-	無	-	-	へ	4	住	新	×	2中高、1住、準工	200	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	住宅:省エネ等級3以上・自然エネルギー活用設備等の設置・HEMS・BEMS等の設置						
58	名古屋市	名古屋市	グェルデアード桜木町	新	B	-	-	-	-	26	11	28	26	11	28	26	11	27	-	有	1回のみ自動更新、延長年数は10年	未	へ	7	1	住	既	×	1住	200	-	60	-	-	-	-	-	-	-	アンテナ設置禁止等	区域区分不可				
59	京都市	京都市	桂坂もみのき第1地区	再	B	公	5	6	11	1	26	12	4	26	12	4	26	12	4	有	1回のみ自動更新、延長年数は10年	未	へ	112	1	住	新	×	1低	80	-	50	-	-	-	-	-	-	-	屋外へのテレビアンテナ等設置禁止	視界確保から0.5mをえらる感土・切土の禁止				
	京都市	京都市	桃山南大島町地区	再	B	公	5	7	12	27	1	5	27	1	5	27	1	4	有	1回のみ自動更新、延長年数は10年	未	へ	284	1	住	新	×	1中高	200	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	高さ10.軒高7.5	隣地0.5	-	-	-	自動車所有する場合に駐車場1台分の空地確保



建築協定認可一覧（再認可分を含む）（平成27年度）

Table with columns for administrative information (prefecture, city, ward, district, address), planning details (approval date, type), and construction specifications (area, volume, height, etc.). Rows include entries for Fushimi-ku, Kariya-shi, Nishino-shi, and other municipalities in Aichi and Gifu Prefecture.

	特定行政庁	地区名	所在地	新規/再認可	当初の協定型*	(当初)認可又は公告年月日(再認可の場合)		(新規)認可年月日				(新規)公告年月日				(新規)有効期限の末日				原止・取消まで	自動更新規定			期限終了後の対応***	面積(nf)	区画数	協定のねらい(1~4)****	区分			都市計画概要					建築協定に定められた建築物に関する基準					備考																						
						年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月		日	有	更新回数、延長年数など(具体内容を記入)					自動更新の執行状況	住居工	既新	一人	用途地域	容積率(%)	建ぺい率(%)	建ぺい率(%)	用途	敷地面積(nf)	容積率(%)	建ぺい率(%)	高さ(m)		位置	備	設備	その他																		
																																														(再認可の場合)	認/公	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	未
	大阪府	二色の浜産業団地地区建築協定	貝塚市二色中町、二色南町	新	A	-	-	-	-	H	27	6	10	H	27	6	18	H	37	6	10	-	有	-	1回のみの自動更新、過半数の賛成申し立てがない場合延長10年	未	へ	610,789.25	104	4	工	既	×	工	200	-	60	-	次に掲げる用途に関する建築物の禁止 1) 住宅、共同住宅、寄居舎又は下宿 2) 物品販売業を営む店舗又は飲食店 3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他100㎡以上の2で定める運動施設 4) マージャン屋、ぼんこん屋、射的場、賭博営業場等、娯楽場その他これらに類するもの 5) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 次に掲げる用途に関する建築物の禁止 1) 住宅、共同住宅、寄居舎又は下宿 2) 物品販売業を営む店舗又は飲食店 3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他100㎡以上の2で定める運動施設 4) マージャン屋、ぼんこん屋、射的場、賭博営業場等、娯楽場その他これらに類するもの 5) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	-	-	-	-	-	法42条に規定する道路敷において、高さ2m以下、金属等透過性のきくもの 道路面から高さ2m以下、金属等透過性のきくもの 隣地境界線においては1m以上	-	-	-	-	-	-	-	構造:不燃 道路幅:幅2m以上の緑地帯										
28	兵庫県	尼崎市	東園田町7丁目地区	再	B	認	H	3	3	1	H	28	3	16	H	28	3	16	H	33	4	30	-	無	-	へ	3,476.72	20	1	住	既	×	1中高	60	-	200	-	-	-	2F	-	-	-	-	-																		
		西宮市	西山町あかしあのみ会	再	B	認	H	7	12	21	H	27	12	21	H	-	-	-	H	37	12	21	-	有	-	1回のみの自動更新、延長年数は10年	未	イ	43,160.72	119	1	住	既	×	1低専	100	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	緑化義務・色彩・形態意匠の調和											
48	札幌市	札幌市	にしおか望陽台タウンハウス	再	B	公	H	7	8	16	H	27	10	15	H	27	10	15	H	37	10	14	-	有	-	※期間満了の日の6ヶ月前までに土地の所有権等の過半数の発生申し立てがないときは、更に10年間延長するものとし、以降もこの例による	未	イ	11,008.42	53	1	住	既	×	1低専	80	-	40	-	-	-	60	40	10m以下	-	-	-	-	-	-	-	-	建築物の用途は、次のア又はイに掲げる建築物とする。 ア、長屋住宅(専用住宅)及びこれに付属する建築物 イ、集会所、自転車置き場、その他これらに類する共同施設 外壁等の面から道路境界線までの距離は2m以上とする。ただし、次のア又はイに該当する建築物の場合は1m以上とする。 ア、車庫・物置等で軒高2.3m以下の付属建築物 イ、外壁等の中心線の長さの合計が9m以下のもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	風除室の増築は、一定の範囲内とする。別棟の物の増築は、1住戸当たり5㎡以内とする。
51	千葉市	千葉市	千葉市長沼原台建築協定	再	B	認	S	49	6	24	H	28	3	23	H	28	3	23	H	38	3	22	-	無	-	イ	47,354.52	273	1	住	既	×	調整区域	200	-	60	-	-	-	50	9.2F	1.1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	敷地分割不可												
52	川崎市	川崎市	虹ヶ丘第三地区	再	B	認	H	7	8	1	H	27	5	21	H	27	5	21	H	37	5	21	-	有	-	1回のみの自動更新、延長年数は10年	未	へ	15,372.82	87	1	住	既	×	1低	80	-	40	-	-	-	150	-	-	-	-	最高9軒高7階数2F	-	-	-	-	-	-	-	-	地盤面の変更不可。自動車庫等のための切土又は盛土による変更は除く。							
53	横浜市	横浜市	郷和台	再	B	認	S	60	5	15	H	27	7	3	H	27	7	3	H	37	7	2	-	無	-	へ	42,037.26	221	1	住	既	×	2低・2中高	150	-	60	-	-	-	135	-	-	9.軒高7.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		横浜市	磯子台住宅	再	B	認	S	60	3	25	H	27	8	25	H	27	8	25	H	37	8	24	-	無	-	へ	27,158.93	124	1	住	既	×	1低	80	-	40	-	-	-	160	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
		横浜市	松ヶ丘住宅地	再	B	認	S	60	8	15	H	27	9	15	H	27	9	15	H	32	9	14	-	有	-	1回のみの自動更新、延長年数は15年	未	へ	25,988.00	127	1	住	既	×	2中高	150	-	60	-	-	-	130	-	-	10.3階以下	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		横浜市	フレッシュタウン杉田	再	B	認	H	7	8	4	H	27	9	15	H	27	9	15	H	37	9	14	-	無	-	へ	7,071.62	44	1	住	既	×	1低	100	-	50	-	-	-	-	-	9.軒高7.5.2階以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	分割禁止。地盤面変更禁止。築台・擁壁の築造禁止、道路境界部分に極力緑地帯							
		横浜市	鍛冶ヶ谷住宅地	再	B	認	S	60	9	5	H	27	11	25	H	27	11	25	H	37	11	24	-	有	-	へ	7,920.27	40	1	住	既	×	1低	80	-	40	-	-	-	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	建築物の色彩は、自然環境との調和を図り、原色は避けるものとする							



特定行政庁	地区名	所在地	新規 再認可	当初の 協定型 * (再認可 の場合)	(当初) 認可又は公告年月日 (再認可の場合)			(新規) 認可年月日			(新規) 公告年月日			(新規) 有効期限の末日			自動更新規定			期限終了 後の対応 (イ〜ヘ) ***	面積 (㎡)	区画数	協定の おらひ (1〜4) ****	区分			都市計画概要					建築協定に定められた建築物に関する基準					備考														
					年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日					更新回数、延長年数 など (具体内容を記入)	自動更新の 執行状況	住 居 工	既 新	一 人	用途地域	容積率 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	建ぺい率 (%)	用途	敷地面積 (㎡)	容積率 (%)		建ぺい率 (%)	高さ (m)	壁面の 位置 (m)	欄 干	設備	その他								
					年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日					有無**	有無**																										
福岡市	八田1丁目	-	新	B	-	-	-	H	27	9	7	H	27	9	7	H	37	9	6	-	無	-	イ	10,735.62	54	1	住	既	×	1住	200	-	60	-	福岡市のゾーン 禁止	-	-	-	10, 3F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
福岡市	荒江3丁目6区	-	新	B	-	-	-	H	27	10	8	H	27	10	8	H	37	10	7	-	無	-	イ	5,232.56	30	1	住	既	×	2中高, 2住	150	300	60	80	福岡市のゾーン 禁止	-	-	-	10, 3F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
福岡市	内浜2丁目8, 9, 10組	-	再	B	認	H	23	2	24	H	28	2	25	H	28	2	25	H	38	2	24	-	無	-	イ	5,108.16	36	1	住	既	×	1中高	150	-	60	-	福岡市のゾーン 禁止	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	田島1丁目3区	-	再	B	認	H	17	5	30	H	28	3	10	H	28	3	10	H	38	3	9	-	無	-	イ	15,251.96	102	1	住	既	×	1中高, 2住	150	200	60	60	福岡市のゾーン 禁止	-	-	-	10, 3F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	別府6丁目2区	-	新	B	-	-	-	H	28	3	28	H	28	3	28	H	38	3	27	-	無	-	イ	21,598.62	143	1	住	既	×	1中 高, 2 住	150	200	60	60	福岡市のゾーン 禁止	-	-	-	10, 3F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地盤高変更禁 止	
福岡市	平尾浄水町山荘 通3丁目	-	再	B	認	H	17	12	26	H	28	3	10	H	28	3	10	H	38	3	9	-	無	-	イ	11,553.04	33	1	住	既	×	2中高	150	-	60	-	福岡市のゾーン 禁止	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地盤高変更禁 止
福岡市	水谷2丁目香椎 台団地	-	新	B	-	-	-	H	28	3	28	H	28	3	28	H	38	3	27	-	無	-	イ	19,638.44	85	1	住	既	×	1住, 2 住	200	200	60	60	福岡市のゾーン 禁止	-	-	-	10, 3F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地盤高変更禁 止	
地区数:		58	新規: 再認可:	19 37	A:19 B:33 C:0													3 有:24 無:33	未:27 済:0	イ:27 ロ:0 ハ:0 ニ:0 ホ:0 ヘ:29	1,927,358.41	6,308	1:53 2:0 3:0 4:3	住: 居: 工: 新: 他:	既: 新: 一: 人:	7																									

\* 当初の協定型  
A 一人協定  
B 一人協定以外  
C 不明

\*\* 有効期限の末日が調査時点(H27.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

\*\*\* 期限終了後の対応  
イ 更新の予定  
ロ 地区計画へ移行の予定  
ハ 地区計画への移行を調整中  
ニ 地区計画への移行を地方公共団体から働きかける予定  
ホ 廃止の予定  
ヘ 未定

\*\*\*\* 協定のわらひ  
1 住宅地としての良好な環境を保全  
2 歴史的な街並み等の保全・継承  
3 都心拠点としての新並み形成  
4 その他



No.	特定行政庁	地区名	所在地	新規/再認可	当初の協定期間 (再認可の場合)	(当初)認可又は公告年月日 (再認可の場合)												自動更新規定			期限終了後の対応 (イ〜ヘ) ***	面積 (㎡)	区画数	協定の おわらい	区分			都市計画概要						建築協定に定められた建築物に関する基準						備考													
						年		月		日		年		月		日		原止・取消まで	自動更新の有無**	更新回数、延長年数など (具体内容を記入)					自動更新の執行状況	住居工	既新	一人	用途地域	容積率 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	建ぺい率 (%)	用途	敷地面積 (㎡)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	壁面の位置		欄	設備	その他										
						年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月																											年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
28	兵庫県	尼崎市	田能3丁目地区	新	A	-	-	-	-	-	-	H	28	8	5	H	28	8	5	H	48	9	29	-	無	-	未	ヘ	987.97	8	1	住	既	○	1中高	200	-	60	-	60	-	専用住宅、令第130条の3に規定する兼用住宅	-	-	60	最高高さ:10m 軒高:2	-	-	-	-	-	外壁の色、13.06、13.06影度4以下建築物等の位置の制限:道路境界線から1mの範囲に設けてはならない	
34	広島県	廿日市市	阿品台タウンハウス1団地	再	A	認	S	58	12	26	H	29	2	20	H	29	2	20	H	38	3	31	-	有	期間満了前3ヶ月までに廃止の申し出がない限り1年ごとに更新	未	イ	7,545.47	40	1	住	既	×	1低専	100	-	50	-	専用住宅又は兼用住宅	100	-	-	軒高7.2F	1	-	-	-	-	建築面積・延べ面積の区画ごとの制限				
40	福岡県	久留米市	ビースタウン国分	新	-	-	-	-	-	-	-	H	28	8	2	H	28	8	2	H	38	8	1	-	有	協定廃止の申し出がない限り	未	イ	1,538.06	7	1	住	既	○	1住	200	-	60	-	専用住宅、兼用住宅	-	120	60	10.2F	1	生垣、フェンス(基礎0.4m)	下水道に接続	構造:木造、敷地の減少の禁止、切土等の禁止					
44	大分県	大分市	パークプレイス大分12丁区	新	B	-	H	-	-	-	-	H	28	4	15	H	28	4	15	H	38	4	15	-	有	更新回数は無制限、延長年数は10年	未	イ	5,245.39	24	1	住	新	×	2住	200	-	60	-	専用住宅	-	100	50	10	1	調和するも	屋外アンテナ禁止	-					
51	千葉県	千葉市	中央区千葉寺町住宅地区	新	-	-	-	-	-	-	-	H	28	6	10	H	28	6	10	H	38	6	9	-	有	廃止の申請がない限り自動更新	未	ヘ	1,031.25	7	1	住	新	○	1中高	200	-	60	-	専用住宅、兼用住宅	-	-	-	10.2F	-	-	-	-	敷地分割不可、共用通路部分に構築物設置不可				
			春日2丁目5番〜9番地区	再	B	認	H	17	8	9	H	28	8	16	H	28	8	16	H	38	8	15	-	無	-	-	ヘ	3,690.78	16	1	住	既	×	1住	200	-	60	-	風置法適用一部不可	-	-	-	12	-	-	-	-	地盤面の変更不可					
			仁戸名月の本住宅地	再	B	認	S	60	4	22	H	29	1	4	H	29	1	4	H	39	1	3	-	無	-	-	ヘ	10,133.65	62	1	住	既	×	1低	150	-	60	-	専用住宅	-	-	-	8.5	0.5	-	-	-	軒高6.5以下、地盤面の変更不可、敷地分割不可					
52	川崎市	川崎市	久保台地区建築協定	再	B	認	H	19	6	27	H	28	10	31	H	28	10	31	H	39	6	27	○	無	-	-	ヘ	13,428.213㎡	91	1	住	既	×	1住 1中高層	200	-	60	-	専用住宅	100	-	-	10m 3F	0.5	-	-	-	-	敷地分割の禁止(分割面積を越える単位はこの限りでない。) 敷地の地盤面の高さの変更はできないものとする。ただし、自動車庫の設置若しくは積込又は階段や車上りするためのスロープ築造のため並びに防災上、火災防止などに配慮した上での最低限の切土若しくは盛土による変更は、この限りではない。				
53	横浜市	横浜市	もえぎ野第二地区	再	B	認	S	60	7	25	H	28	4	25	H	28	4	25	H	38	4	24	-	無	-	未	ヘ	10,376.54	422	1	住	既	×	1低	150	-	60	-	専用住宅	(ア) 150 (イ)1 住戸当り 25	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			吹上東急住宅	再	B	認	H	8	7	15	H	28	4	25	H	28	4	25	H	38	4	24	-	無	-	未	ヘ	33,743.25	424	1	住	既	×	1低・準住	80	-	40	-	専用住宅(2戸以下)一戸建て医院(動物病院を除く)住居	-	-	-	(Bブ ロック) 9、軒 高:7.5	1	生垣、フェンスその他開放性のあるもの2m	-	-	-	敷地分割不可				
			つつじが丘第1公園周辺地区	再	B	認	H	18	5	2	H	28	4	25	H	28	4	25	H	38	4	24	-	無	-	未	ヘ	10,178.67	423	1	住	既	×	1低	60	-	40	-	専用住宅(一戸建て専用住宅で小規模な事務所や習い事の教室等を兼ねるものを含む)	165	-	-	-	1	-	-	-	-	敷地分割不可、地盤面の変更不可				
			つつじが丘9番地	再	B	認	H	22	4	5	H	28	4	25	H	28	4	25	H	38	4	24	-	無	-	未	ヘ	1,346.83	458	1	住	既	×	近商	300	-	80	-	専用住宅、兼用住宅(事務所など)	-	-	-	10、軒の高さ:9	2.0.5	-	-	-	敷地:分割禁止、地盤面:変更禁止、緑化推進					
			大丸地区開発地	新	B	認	-	-	-	-	-	H	28	6	3	H	28	6	3	H	38	6	2	-	無	-	未	ヘ	2,122.00	1	住	既	○	1低・1住	200	100	60	50	専用住宅(一戸建て専用住宅(二世帯同居住宅を含む。))	100	120	60	10、軒高:7.2F建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたもの以下	-	-	-	-	-	-				
			横浜興和台	再	B	認	S	47	1	25	H	28	7	25	H	28	7	25	H	38	7	24	-	無	-	未	ヘ	100,084.80	363	1	住	既	×	1低	80	-	40	-	専用住宅(一戸建て専用住宅(二世帯同居住宅を含む。))日用品の販売を主たる目的とする店舗、学習塾、塾、塾、塾、塾その他これに類するもの	165	-	-	-	2階	1	-	-	-	地盤面の変更禁止				

No.	特定行政庁	地区名	所在地	新規/再認可	当初の協定期型*	（当初）認可又は公告年月日（再認可の場合）		（新規）認可年月日		（新規）公告年月日		（新規）有効期限の末日		自動更新規定			期限終了後の対応 （イ～ヘ） ***	面積 （㎡）	区画数	協定の おらひ （1～4） ****	区分			都市計画概要					建築協定に定められた建築物に関する基準					備考																				
						年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月					日	自動更新の有無**	更新回数、延長年数など （具体内容を記入）	自動更新の 執行状況	住居工	既新	一人	用途地域	容積率 （%）	容積率 （%） （複数時 に記入）	建ぺい率 （%）	建ぺい率 （%） （複数時 に記入）	用途		敷地面積 （㎡）	容積率 （%）	建ぺい率 （%）	高さ （m） 階数	壁面の 位置 （m）	欄	設備	その他												
																																											年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
	横浜市	二保川ニュータウン北部第4町内会	旭区今宿町、今宿二丁目	再	B	認	H	6	1	14	H	28	10	5	H	28	10	5	H	28	10	5	H	28	10	4	-	無	-	未	ヘ	78,012.79	427	1	住	既	×	1低	80	-	50	-	戸建専用住宅又は病院（獣病院を除く）併用住宅	170	-	-	9,軒高:6.5	-	フェンス、生垣、その他開放性のあるもの2m	-	敷地分割不可			
	横浜市	西楽団地自治会地区	金沢区金沢町、柴町、西柴1～4丁目	再	B	認	H	8	11	5	H	28	11	4	H	28	11	4	H	28	11	3	-	無	-	未	ヘ	264,052.00	324.00	1.00	住	既		1低、1中高、1住	80	81	82	83	1戸建て専用住宅（二世帯同居住宅を含む）令第130条の3の規定による兼用住宅、診療所、長屋（3戸以下、各住戸の床面積がそれぞれ50㎡以上）、令第130条の4に規定する公益上必要な建築物、学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く）、図書館その他これらに類するもの（用途に供する部分の床面積の合計が500㎡未満）、寄宿舎又は下宿舎（新築工事の完了日から起算して5年以上が経過した建築物を用途変更により当該用途とする場合で、宿泊室等の数が8以下、宿泊室等の床面積が7㎡以上、当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満）、老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（用途に供する部分の床面積の合計が500㎡未満）令第130条の3に規定する兼用住宅その他運営委員会が公益上必要な建築物として承認した建築物	150	-	-	10,軒高:6.5,2F	1	-	-	-	(7) 屋外階段は、設置しないものとする。ただし、良好な作風鏡を兼ねないとして運営委員会が認めたものはこの限りでない。(8) 敷地の敷地に接する部分は緑化に努めるものとする。(9) 建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の景観と調和するものとする。	-	-				
	横浜市	ハイタウン豆口台団地	中区豆口台	再	B	認	S	60	12	14	H	29	1	13	H	29	1	13	H	29	1	12	-	無	-	未	ヘ	5454.99	329.00	1	住	既	×	1低	100	-	50	-	戸建ての住宅、診療所併用住宅、兼行令第130条の3に規定する兼用住宅その他運営委員会が公益上必要な建築物として承認した建築物	分割禁止	-	-	2階	0.6	-	-	-							
	横浜市	コモンシティ日野住宅地	港南区日野七丁目	再	B	認	H	8	12	5	H	29	2	3	H	29	2	3	H	29	2	2	-	無	-	未	ヘ	19164.84	434.00	1	住	既	×	1低	80	-	40	-	戸建て専用住宅（二世帯同居住宅を含む）併用住宅又は令第130条の3に規定する兼用住宅	150(一部125)	-	-	9,3F	0.6	-	-	-							
54	相模原市	相模原市	セドナ北里二丁目区域指定地区	新	A	-	-	-	-	-	H	28	4	4	H	28	4	4	H	28	4	3	○	有	-	更新回数は無制限、延長年数は10年、廃止公告日まで	未	イ	3,330.07	15	1	住	新	○	指定なし	100	-	50	-	専用住宅	-	-	-	2F	0.6	-	-	-	居室の外部に面する場合は、防音構造のもの、意匠制限（周囲の景観との調和）	-	-			
	相模原市	E.Harmony大島区域指定地区	緑区大島あざ下沖原1702番1外	新	B	-	-	-	-	-	H	28	9	6	H	28	9	6	H	28	9	5	○	有	-	更新回数は無制限、延長年数は10年、廃止公告日まで	未	イ	8,414.63	39	1	住	新	×	指定なし	80	-	50	-	専用住宅	-	-	-	2F	0.6	-	-	-	道路に面する場合は、透視可能なフェンス（ただし、敷面からの高さが60cm以下の部分又は門等の出入口部分を除く）	-	-	緑化義務、意匠制限（周囲の景観との調和）	-	-
58	名古屋市	名古屋市	大塚敷地区	再	B	認	S	61	5	20	H	28	7	14	H	28	7	14	H	28	7	13	-	有	1回のみ自動更新、延長年数は5年	未	イ	40,795.00	148	1	住	既	×	1中、2住	200	-	60	-	一定のワンルームマンションの禁止	-	-	-	10,3F	-	補強CB1.7m以下	-	-	緑化	飛散・衝撃防止					
	名古屋市	名古屋市	南明町3丁目	再	B	認	H	3	6	3	H	28	10	3	H	28	10	3	H	28	10	2	-	有	1回のみ自動更新、延長年数は5年	未	イ	12,463.34	124	1	住	既	×	2中、1住、2住	200	-	60	-	一定のワンルームマンション、風管法関係、等価交換等	-	-	-	12,3F	-	-	-	-	-	-					
59	京都市	京都市	京都市西京区桂坂くすのき中・北地区	再	A	認	H	8	8	30	H	28	8	30	H	28	8	30	H	28	8	29	-	有	1回のみ自動更新、延長年数は10年	未	イ	14,592.66	27	1	住	既	×	1低専	80	-	50	-	一定のワンルームマンションの禁止	A地区330、B地区160	-	50	10,軒高7,2F	道路1.5(1F)、2.4(2F)、隣地1.2	生垣、竹垣、土塀、タイル仕上げ、レイン、化粧ブロック等(CB兼地等不可)	テレビアンテナの屋外設置禁止	敷地形状の変更禁止、車両及び人の出入口の基準、意匠の基準（屋根、外壁の形、色彩）、太陽光発電装置の基準、緑化、屋外広告物禁止	-	-					

No.	特定行政庁	地区名	所在地	新規 /再 認可	当初の 協定期 * (再認可 の場合)	(当初) 認可又は公告年月日 (再認可の場合)					(新規) 認可年月日					(新規) 公告年月日					(新規) 有効期限の末日					自動更新 の有無**	更新回数、延長年数 など (具体内容を記入)	自動更新の 執行状況	期限終了 後の対応 *** (イ～ヘ)	面積 (㎡)	区画数	協定の おら (1~4) ****	区分			都市計画概要					用途	建築協定に定められた建築物に関する基準						備考		
						住 居 工	既 新	一 人	用途地域	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	建ぺい率 (%)	建ぺい率 (%)	用途	敷地面積 (㎡)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	位置	備 考	設 備	其 他																										
																									住居工								既新	一人	用途地域	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	建ぺい率 (%)	用途	敷地面積 (㎡)		容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	位置		備考	設備
1	京都市	京都市西京区桂坂ひいらぎ中地区	西京区御陵大枝山町六丁目一丁目	再	A	認	8	11	7	H	28	11	7	H	28	11	7	H	38	11	6	-	有	1回のみの自動更新、延長年数は10年	未	イ	2,335.93	14	1	住	既	×	1	低専	80	-	50	-	用途 用途(宿泊施設の用途として使用するものを除く。)、診療所(獣医院を除く。)、遊覧派出所、公共電話所その他これらに類するもので、令第130条の4に規定する公益上必要な建築物、以上に掲げる建築物に付随する特定付属建築物	敷地面積 (㎡)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	位置	備 考	設 備	其 他	備考
2	京都市	京都市南区久世工業団地地区	南区久世篠山町の一部	新	B	-	-	-	-	H	29	2	23	H	29	2	23	H	39	2	22	-	有	1回のみの自動更新、延長年数は10年	未	イ	106,292.35	51	4	工	既	×	-	工業	200	-	60	-	用途 (A地区)建築不可：一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍若しくは下宿、法別表第2(イ)項第6号に掲げる建築物(B地区)建築不可：一戸建ての住宅、長屋、共同住宅若しくは下宿、法別表第2(イ)項第6号に掲げる建築物	敷地面積 (㎡)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	位置	備 考	設 備	其 他	備考
3	京都市	京都市桂坂さくら第2地区	西京区御陵峰ヶ堂町二丁目一丁目	再	B	認	8	6	13	H	29	3	10	H	29	3	10	H	39	3	9	-	有	1回のみの自動更新、延長年数は10年	未	イ	11,275.12	69	1	住	既	×	1	低専	80	-	50	-	用途 用途、令第130条の3の各号に定める兼用途、診療所(獣医院を除く。)、遊覧派出所、公共電話所その他これらに類するもので、令第130条の4に規定する公益上必要な建築物、一戸建て専用住宅、令第130条の3の各号に定める兼用途	敷地面積 (㎡)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	位置	備 考	設 備	其 他	備考
4	京都市	京都市西京区桂坂つばき東第2地区	御陵大枝山町五丁目一丁目	再	B	認	9	3	10	H	29	3	10	H	29	3	10	H	39	3	9	-	有	1回のみの自動更新、延長年数は10年	未	イ	2,252.69	16	1	住	既	×	1	低専	80	-	50	-	用途 用途、診療所(獣医院を除く。)、遊覧派出所、公共電話所その他これらに類するもので、令第130条の4に規定する公益上必要な建築物、一戸建て専用住宅、令第130条の5に規定するものを除く。	敷地面積 (㎡)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	位置	備 考	設 備	其 他	備考
60	大阪市	大阪市	中央区道頓堀1丁目1番5ほか16番、難波1丁目7番2ほか30番、難波3丁目2番1ほか56番	新	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	9,793.87	71.00	4.00	商	既	×	商	-	500、800、1000	80	-	用途 用途(1階の戎橋筋商店街アーケードに面する部分を事務所、住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの(1階の当該用途に供する部分(当該用途が専ら又は併用として供する部分のみであるものを除く。))、法別表第2(イ)項第2号に掲げるもの(ゲームセンターを除く。))、1階の戎橋筋商店街アーケードに面する部分を番舎の用途に供するもの、風営法第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項に規定する営業を行うもの(ゲームセンターを除く。))、大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例(平成17年大阪府条例第102号)第2条第3項に定める「特殊風俗あっせん」を行うもの、1階の戎橋筋商店街	敷地面積 (㎡)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	建ぺい率 (%)	高さ (m)	位置	備 考	設 備	其 他	備考







	特定行政区	地区名	所在地	新規/再認可	当初の協定型*	(当初)認可又は公告年月日(再認可の場合)				(新規)認可年月日				(新規)公告年月日				(新規)有効期限の末日				自動更新規定				期限終了後の対応 (イ～ヘ) ***	面積 (㎡)	区画数	協定の ねらい	区分				都市計画概要												建築協定に定められた建築物に関する基準				備考		
						住 商 工	既 新	一 人	用途 地域	容積率 (%)		建 べ い 率 (%)	建 べ い 率 (%) (複数時 に 入 力)	用途	敷地面積 (㎡)	容積率 (%)	建 べ い 率 (%)	高 さ (m)	建 面 積 の 位 置	欄 干	設備	その他																														
										複	単												道	面	高					面	高	高	高	高	高	高	高															
59	京都市	京都市	京都市西京区桂坂もみのき第2地区	西京区御陵峰ヶ堂町二丁目の一部	再	A	認	H	9	4	3	H	29	4	3	H	29	4	3	H	39	4	2	-	有	1回のみ自動更新、延長年数は10年	未	イ	24,630.18	164	1	住	既	×	1	低専	80	-	50	-	110	-	-	-	道路1.2、 隣地0.7	-	-	-	-	テレビアンテナの禁止	意匠の基準(屋根、外壁の色、外装広告物禁止、太陽光発電装置の基準)	
			京都市西京区桂坂もみのき第3地区	西京区御陵峰ヶ堂町二丁目の一部	再	A	認	H	9	4	3	H	29	4	3	H	29	4	3	H	39	4	2	-	有	1回のみ自動更新、延長年数は10年	未	イ	2,067.72	15	1	住	既	×	1	低専	80	-	50	-	110	-	-	-	道路1.2、 隣地0.7	-	-	-	-	テレビアンテナの禁止	意匠の基準(屋根、外壁の色、外装広告物禁止、太陽光発電装置の基準)	
			京都市左京区下鴨第2住宅地区	左京区下鴨原町の一部	再	B	認	S	52	1	20	H	29	8	4	H	29	8	4	H	39	8	3	-	有	1回のみ自動更新、延長年数は10年	未	イ	21,964.73	112	1	住	既	×	1	低専、近所	100	200	60	80	-	-	-	-	7.5, 2F	-	-	-	-	-	-	
			京都市上京区一松町地区	上京区一松町の一部、一楽町の一部、武者小路町の一部及び福長町の一部	再	B	認	H	19	7	10	H	29	8	10	H	29	8	10	H	39	8	9	-	有	1回のみ自動更新、延長年数は10年	未	イ	4,063.48	46	1	住	既	×	2	住	200	-	60	-	-	-	12, 3F	-	-	-	-	-	-	屋外広告物禁止		
			京都市上京区妙覚寺町1・2組界隈地区	上京区下清藏口町の一部	新	-	-	-	-	-	H	29	10	19	H	29	10	19	H	34	10	18	-	有	1回のみ自動更新、延長年数は5年	未	イ	2,949.18	21	1	住	既	×	1	住	200	-	60	-	-	-	10, 3F	-	-	-	-	-	-	-			
			京都市左京区長谷住宅地区	左京区岩倉忠在地町の一部及び岩倉長谷町の一部	再	B	認	S	51	2	19	H	29	11	21	H	29	11	21	H	39	11	20	-	無	-	-	イ	12,000.23	65	1	住	既	×	1	低専	80	60	50	40	-	-	-	-	2F	-	-	-	-	-	-	地盤面変更禁止
京都市西京区桂坂つばき東第1地区	西京区御陵大枝山町五丁目の一部	再	A	認	H	9	12	9	H	29	12	11	H	29	12	11	H	39	12	10	-	有	1回のみ自動更新、延長年数は10年	未	イ	8,002.38	51	1	住	既	×	1	低専	80	-	50	-	-	-	140	-	-	-	50	10, 2F	生垣、竹塀、フェンス等(CB兼地等不可)	テレビアンテナの禁止	敷地形状の変更禁止、意匠の基準(屋根、外壁の色、外装広告物禁止、太陽光発電装置の基準、緑化、屋外広告物禁止)				
62	神戸市	神戸市	瀬の子台北町3丁目	北区瀬の子台北町3丁目	再	A	認	H	19	5	8	H	29	5	8	H	29	5	8	H	39	5	7	-	無	-	-	ヘ	5,558.66	26	1	住	新	×	1	中高	200	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	駐車出入口制限、地盤面変更不可、緑化努力義務、看板制限	
			舞多開東2丁目	垂水区舞多開東2丁目	再	B	認	H	19	2	16	H	29	7	3	H	29	7	3	H	39	7	3	-	無	-	-	ヘ	15,619.72	79	1	住	新	×	1	低専、1住	200	100	60	50	-	-	-	-	隣地境界線から0.9、0.75、0.5	-	-	-	-	生垣又は透視可能なフェンス設置の制限	看板制限、照付車庫・物置設置の制限、自販機設置の制限	
			ユーロフォーラム神戸北町	大原2丁目、山田町原野字大山	再	A	認	H	19	7	11	H	29	7	25	H	29	7	25	H	38	7	24	-	無	-	-	ヘ	16,196.61	90	1	住	新	×	1	低専	80	-	40	-	-	-	-	-	隣地境界線から0.7	-	-	-	-	テレビアンテナ不可	地盤高さ変更制限、門扉構造制限、張り出し禁止、緑化努力義務、看板制限	
			ラビユー学園南小東台(B地区)	垂水区小東台868	再	A	認	H	19	11	6	H	29	11	2	H	29	11	2	H	37	10	4	-	無	-	-	ヘ	12,004.25	66	1	住	新	×	1	中高	200	-	60	-	-	-	-	-	50(角地)	10、斜線	1	-	-	生垣又はフェンス1.8	区画分割不可、地盤高さ変更制限、駐車出入口制限、外構地盤産品使用努力、外構維持管理努力	
			筑紫が丘B	北区筑紫が丘3・5～8・9丁目	再	B	認	S	62	10	2	H	29	12	8	H	29	12	8	H	49	12	7	-	無	-	-	ヘ	254,360.05	1301	1	住	新	×	1	低専	100	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	区画分割不可、張り出し禁止		
			プラネーション西神南	西区井吹台西町6丁目	再	A	認	H	29	3	9	H	30	2	7	H	30	2	7	H	40	2	6	-	無	-	-	ヘ	6,831.09	45	1	住	新	○	1	低専	100	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	垣・柵・植栽維持管理義務、屋根・外壁意匠制限、緑化努力義務、看板禁止	
66	福岡市	福岡市	名島2丁目1区(船頭町)	東区名島二丁目	再	B	認	H	19	2	19	H	29	8	31	H	29	8	31	H	34	8	30	-	有	1回のみ自動更新、延長年数は15年	未	ヘ	3,547.51	22	1	住	既	×	1	準住	200	-	60	60	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ワンルームマンション禁止、カラオケボックス、麻雀店、ばちん店、ばちん店等禁止、工場禁止、風営法営業店禁止

\* 当初の協定型  
A 一人協定  
B 一人協定以外  
C 不明

\*\* 有効期限の末日が調査時点(H27.3.31以前)と記載されている地区については、自動更新が行われており、有効期限が延長されている

\*\*\* 期限終了後の対応  
イ 更新の予定  
ロ 地区計画へ移行の予定  
ハ 地区計画へ移行を調整中

\*\*\*\* 協定のねらい  
1 住宅地としての良好な環境を保全  
2 歴史的な街並み等の保全・継承  
3 都心拠点としての街並み形成

特定行政庁	地区名	所在地	新規／再認可	当初の協定型* (再認可の場合)	《当初》 認可又は公告年月日 (再認可の場合)			《新規》 認可年月日			《新規》 公告年月日			《新規》 有効期限の末日			自動更新規定			期限終了 後の対応 (イ～ヘ) ***	面積 (㎡)	区画数 おらひ (1～4) ****	区分			都市計画概要				建築協定に定められた建築物に関する基準						備考
					認 公	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	原 止 取 消 ま で	自 動 更 新 の 有 無**				更 新 回 数 、 延 長 年 数 な ど (具 体 内 容 を 記 入)	自 動 更 新 の 執 行 状 況	住 居 工	既 新	一 人	用 途 地 域	容 積 率 (%)	容 積 率 (%)	建 ぺ い 率 (%)	建 ぺ い 率 (%)	用 途	敷 地 面 積 (㎡)	容 積 率 (%)	

ニ 地区計画への移行を地方公共団体  
から働きかける予定  
ホ 廃止の予定  
ヘ 未定

4 その他